

町民税・県民税 特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

| | | | | | |
|-------------------------------------|-------------|------------------------|---|---------------|-----|
| (あて先) 上 牧 町 長 令和 年 月 日 提出 | 申 請 者 | 住所又は 所在地 | | 特別徴収 義務者番号 | |
| | | 氏名又は 名称及び 代表者氏名印 | ⑨ | 担 当 者 | 係 |
| | | | | | 氏 名 |
| | | | | | 電 話 |

●地方税法第321条の5の2の規定による町民税・県民税特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

| | | | | | | |
|---|------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ① 特例の適用を受けようとする税額 | 令和 年 月分以後の納期に係る町民税・県民税特別徴収税額 | | | | | |
| ② 申請の日前6カ月間の各月末の給与の支払 を受ける者の人員及び各月の支払金額 (かっこ書きは、臨時勤務者に係るもの) | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) |
| | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) |
| | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) | 年 月分 | 他 (人) | 他 (円) |
| ③ 現に町税の滞納があり、または最近において著しい納付遅延があり、それがやむを得ない事由がある場合は、その事由の詳細 | | | | | | |
| ④ 申請の日前1年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 | 取消の有無 | 有 ・ 無 | | 取消通知年月日 | 年 月 日 | |

●納期の特例を辞退します。(辞退届出書)

承認を受けた納期の特例について、以下の理由により、令和 年 月分から辞退します。なお、特別徴収税額は前月分までのものを含めて、翌月10日までに納入します。

(辞退理由)

◎納期の特例を一度申請されると、次年度以降も承認が継続していますので、各年度の申請書の提出は必要ありません。
 「申請についての注意事項」は裏面をご覧ください。

《 申請についての注意事項 》

- 1 この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける者の人数が常時10人未満である特別徴収義務者です。
- 2 納期の特例の承認を受けた以後に給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合は、その旨を遅滞なく町長に届出なければなりません。
- 3 この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに納入することとなります。

6月から11月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・・・12月10日まで
12月から翌年5月までの給与及び退職手当等に係る特別徴収税額・・・・・・・・・・翌年6月10日まで
- 4 町税の滞納や著しい納付遅延がある者については、この特例を受けることができません。
また、滞納したり、納付遅延をきたしますと、この特例の承認を取り消されることとなりますので、そのようなことがないようにご注意ください。
- 5 毎月の異動は納期の特例を適用されても必ず報告してください。